

社会福祉法人いいでめぎみの里福社会役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人いいでめぎみの里福社会(以下「当法人」という。)定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする。)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第二条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第三条 役員等が、法人業務を行うにあたって負担した費用については、実費を原則として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、旅費に関しては次のとおり支給する。

- (1) 役員等が、理事会及び評議員会等に出席したときは、当法人の旅費規程に基づき費用弁償を支給する。ただし、職員と兼務している役員等には支給しない。
- (2) 役員等が職務のために出張したときは、当法人の旅費規定に基づき、旅費を支給する。

(改廃)

第四条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。